

# 平成29年第2回定例会（12月議会） 予算及び付託議案審査関係資料

平成29年12月4日  
あきた未来創造部

## 【予算関係】

あきた未来戦略課	ローカルイノベーション誘発促進事業について (新規)	・・・ 1
高等教育支援室	国際教養大学を起点としたグローバルビジネス 人材育成事業について (新規)	・・・ 2

## 【議案関係】

高等教育支援室	公立大学法人の定款変更について (議案第208号、第209号)	・・・ 3
	公立大学法人秋田県立大学の中期目標について (議案第210号)	・・・ 9
次世代・女性活躍支援課	秋田県児童会館の指定管理者の指定について (議案第211号)	・・・ 13

# ローカルイノベーション誘発促進事業について（新規）

あきた未来戦略課

## 1 事業の目的

秋田の素材を活用し、県外企業と県内企業・研究機関が秋田を拠点に共同で取り組む研究活動等を促進することにより、県内の科学技術及び産業の振興を図る。

## 2 事業内容

本県に固有の技術や資源に着目し、首都圏を拠点に全国展開している企業と県内の企業等が共同で取り組む研究開発等を委託する。

### ○ 予定プロジェクト

	テーマ	期待される研究成果	参画機関
1	ユーチューバー（ミドリムシ）と秋田の素材を用いた新規発酵食品等の研究開発	・ミドリムシを添加した新たな麹と甘酒等発酵食品の開発と商品化 ・飼料にミドリムシを添加することによる比内地鶏等の高付加価値化	・（株）秋田今野商店 ・秋田県畜産試験場 ・（株）ユーチューバーなど
2	比内地鶏や県産の豚を原料とした新たな調味料の研究開発	・秋田発の新たな調味料の商品化 ・県内企業による本研究を生かした新たな商品の開発	・（株）秋田県食肉流通公社 ・秋田県総合食品研究センター ・エバラ食品工業（株）など

※ ミドリムシとは、光合成しながら成長する植物の性質と自ら動く動物の性質を併せ持つ体長約0.05ミリの生物で、ビタミンやミネラル等59種類の栄養素を含んでいる。

### ○ 研究成果の活用

開発後の本格的な生産については、県内企業が主体となることを想定している。

## 3 予算額

10,529千円（④5,160千円、⑤5,369千円）

旅費	④：地方創生推進交付金	497千円
報償費		32千円
委託料（研究費及び装置整備等）		10,000千円

### ～参考～ 全体事業計画（案）

#### ○ 事業年度

平成29年度～平成31年度

#### ○ 事業概要

平成29年度 共同研究の開始

平成30・31年度 共同研究の継続、試作品等の開発、商品化の検討

# 国際教養大学を起点としたグローバルビジネス 人材育成事業について（新規）

高等教育支援室

## 1 事業の目的

県内企業の海外展開やインバウンドビジネスの促進を図るため、国際教養大学の教育資源等を活用し、グローバルな視点を備えた企業人材を育成する。

## 2 事業内容

- (1) 「グローバルビジネス人材育成プログラム等を検討するための協議会」の設立等  
J E T R O 秋田、あきた企業活性化センター、商工団体、業界団体、県関係部局等の構成により、教養大によるグローバルビジネス人材育成プログラムの開発に向けた取組内容等を協議する。
- (2) 「グローバルビジネス人材育成キックオフフォーラム」の開催  
成功事例等の基調講演や海外展開等を進める県内企業によるパネルディスカッションを実施するとともに、教養大の今後の取組を P R する。
- (3) 外国人留学生による県内企業訪問・意見交換会の実施  
教養大の外国人留学生から見た県内企業のグローバル化の実態について、意見交換を通して調査・解析等を行う。

## 3 予算額

1, 732千円 (国 851千円、 $\ominus$  881千円)  
国：地方創生推進交付金

報償費	2.99千円
使用料及び賃借料	1, 174千円
その他物件費	259千円

## ～参考～ 全体事業計画(案)

- 事業年度：平成29年度～平成31年度
- 事業概要：平成29年度 県内企業のニーズ把握、周知等  
平成30年度 人材育成研修プログラムの開発  
人材育成研修の実施(平成31年度まで)
- 研修対象：県内企業の若手経営者等
- 研修内容等：
  - ・海外企業との海外取引の事業展開（製造業向け）
  - ・インバウンドビジネスの事業展開（宿泊業、飲食業等向け）

### <例>

ビジネスマナー(商慣習等)、ビジネス語学、海外市場動向分析、  
渉外力レベルアップ、グローバルマインド醸成(異文化理解等)、  
海外企業や外国人観光客等をターゲットとした起業 等

※ なお、平成30年度以降は、地方創生推進交付金を活用し、教養大が実施主体となつて取り組む予定

# 公立大学法人の定款変更について (議案第208号、第209号)

高等教育支援室

## 1 変更理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正により、公立大学法人の監事の職務及び権限等が具体的に法定されたことに伴い、公立大学法人国際教養大学及び公立大学法人秋田県立大学の定款を変更する必要がある。

## 2 変更内容

- (1) 監事の職務及び権限を具体的に規定することとする。
- (2) 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る財務諸表の承認の日までとすることとする。
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

## 3 施行期日

変更後の定款は、議会の議決後、総務大臣及び文部科学大臣の認可を経て、平成30年4月1日から施行することとする。

### 【参考】地方独立行政法人法（抄）

（設立）

第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一～五 略

六 役員の定数、任期その他役員に関する事項

七～十一 略

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3・4 略

（設立の認可等の特例）

第80条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。



公立大学法人国際教養大学定款変更新旧対照表

		新	
		旧	
		(職務及び権限)	(職務及び権限)
第九条	略	第九条	略
2	5	7	2
監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。	監事は、監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	監事は、法人の業務を監査する。	監事は、法人の業務を監査する。
10	監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。	8	監事は、監事は、法人の業務を監査する。
11	二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号。以下「法」といいう。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類	9	略
略	(任期)	略	(任期)
第十二条	略	第十二条	略
2	3	2	3
監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終の年に係る法第三十四条第一項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。	監事の任期は、二年とする。	監事の任期は、二年とする。	監事の任期は、二年とする。
(審議事項)		(審議事項)	
第十六条	大学経営会議は、次に掲げる事項を審議する。	第十六条	大学経営会議は、次に掲げる事項を審議する。
一	略	一	略

二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

2 略  
三五七 略

二 地方独立行政法人法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

2 略  
三五七 略

公立大学法人秋田県立大学定款変更新旧対照表

		新	
		旧	
	(職務及び権限)		(職務及び権限)
第九条 略	第九条 略	第九条 略	第九条 略
2／6 略	2／6 略	2／6 略	2／6 略
10   (任期) 略	8   (任期) 略	7   監事は、法人の業務を監査する。	7   監事は、法人の業務を監査する。
2   第十二条 略	3   第十二条 略	3   第十二条 略	3   第十二条 略
3   監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る法第三十四条第一項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。	3   監事の任期は、二年とする。	7   監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。	7   監事は、法人の業務を監査する。監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
1   第十三条 略	2   第十三条 略	9   監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。	9   監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
1   地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号。以下「法」といいう。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類	2   その他秋田県の規則で定める書類	8   略	8   略
1   (議決事項) 略	1   (議決事項) 略	1   (議決事項) 略	1   (議決事項) 略
第十六条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。	第十六条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。	第十六条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。	第十六条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

三九 略

(審議事項)

第十八条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 略

二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち経営に係るもの

三八 略

(審議事項)

第二十条 教育研究協議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 略

二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち教育研究に係るもの

三十一 略

二 地方独立行政法人法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

三九 略

(審議事項)

第十八条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 略

二 地方独立行政法人法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち経営に係るもの

三八 略

(審議事項)

第二十条 教育研究協議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 略

二 地方独立行政法人法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち教育研究に係るもの

三十一 略

# 公立大学法人秋田県立大学の中期目標について (議案第210号)

高等教育支援室

## 1 提案理由

設立団体の長である知事は、地方独立行政法人法第78条第1項において読み替えられた第25条第1項の規定により、公立大学法人秋田県立大学の中期目標を定めなければならないとされており、中期目標を定めようとするときは、同条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

## 2 次期中期目標（平成30年度～平成35年度）の主な内容

### （1）大学の基本的な目標

#### ① 人材の育成

自ら問題を発見し解決する方法論を身に付けた人材を育成し、地域に貢献できる人材を地域に輩出

#### ② 研究の推進・県内産業の支援

本県の地域特性や課題に対応した研究を重点的に推進。併せて、県内産業における技術開発等を強力に支援

### （2）教育に関する目標

- ・学生確保の強化（県内出身入学生の確保、大学院の定員充足）
- ・学部教育の充実（地域ニーズや産業構造の変化に対応した教育プログラムの充実）
- ・大学院教育の充実（高度専門職業人の養成に向けた教育体制や教育課程の充実）

### （3）研究に関する目標

- ・先端的・独創的研究や特色ある研究の推進（農工連携など特色ある研究分野の確立、組織横断的・弾力的な研究体制の充実）
- ・外部研究資金の獲得強化（外部資金獲得のための学内支援体制の充実）
- ・研究成果の活用（研究成果の情報発信、知的財産の積極的な管理・運用）

### （4）地域貢献に関する目標

- ・県内産業の支援（学部等の特性を活かした県内企業等の技術開発支援、コーディネート機能の強化）
- ・地域社会への貢献（卒業生の県内就職の促進、助言・提言機能の強化、学校教育・生涯学習への支援）

(5) 国際交流・他大学等との連携に関する目標

- ・国際交流の推進（海外大学等との学術交流の促進）
- ・他大学等との連携強化（教育研究・地域貢献分野における県内高等教育機関との連携）

(6) 業務運営の改善に関する目標

- ・大学情報の発信（戦略的な情報発信による大学認知度の向上）

3 今後のスケジュール

平成29年12月 大学に対し中期目標を指示

平成30年1月 大学が県に対し中期計画の認可を申請

3月 中期計画案に係る秋田県地方独立行政法人評価委員会への意見聴取

3月 中期計画を認可

(参考資料)

## 公立大学法人秋田県立大学 次期中期計画案（概要）

### 1 次期中期計画における新たな取組

- (1) 農工連携分野における大型研究プロジェクトの推進、新たな大学附属組織として「次世代農工連携拠点センター（仮称）」の構想検討（裏面参照）
- (2) システム科学技術学部新設3学科における機械・メカトロニクス・情報システム分野で活躍できる人材の育成、県内関連企業への就職促進
- (3) システム科学技術研究科の専攻改組、航空機関連・木造建築関連コースの設置
- (4) 農業の6次産業化を担う人材や風力発電メンテナンス技術者など、地域社会を担う人材を養成するための社会人教育プログラムの実施

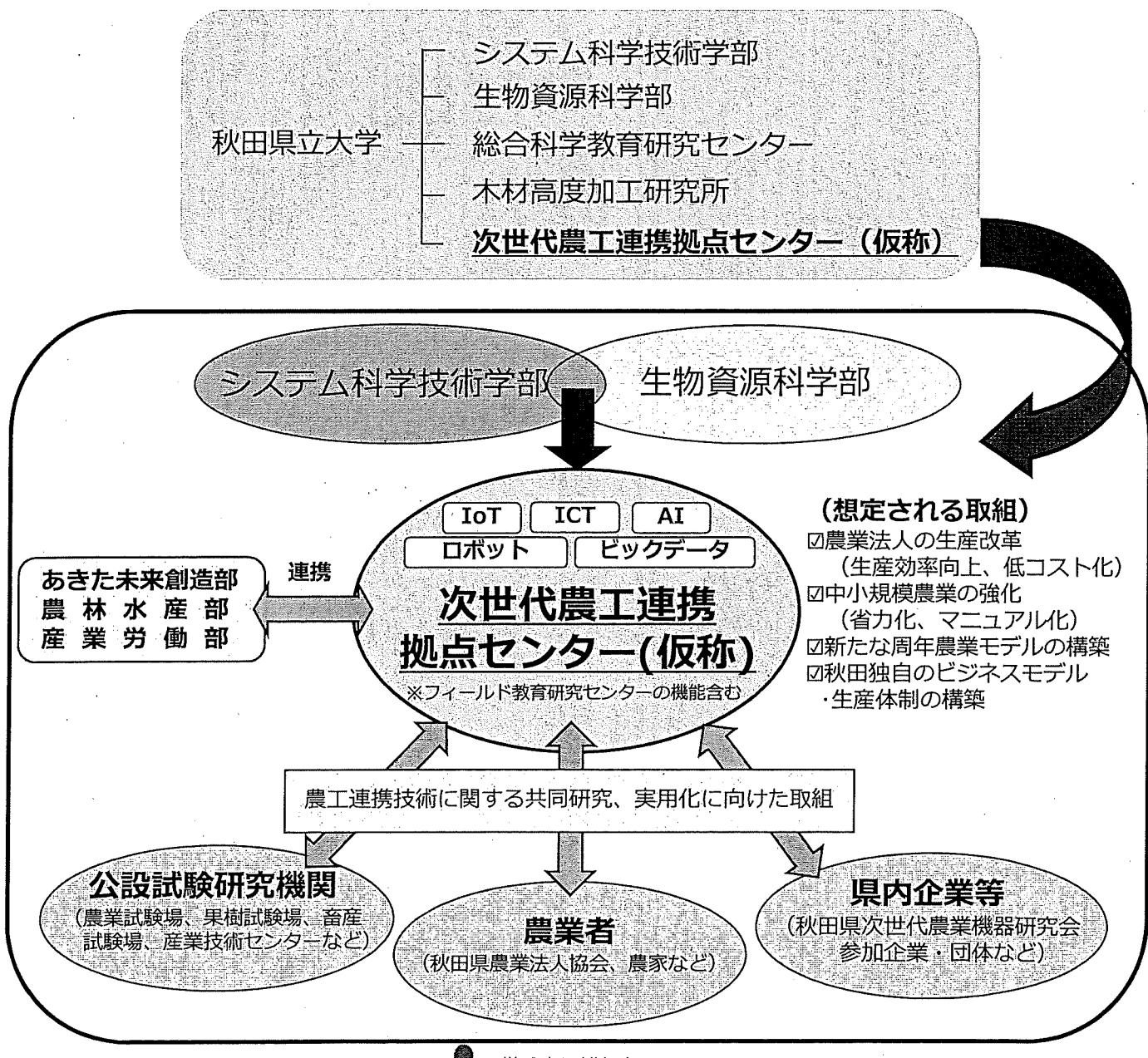
### 2 主な数値目標

- (1) 県内出身入学生比率（現行：30%）  
35%（毎年度達成目標）
  - ・特別選抜入試を見直し、県内高校出身者を対象とした新たな入試区分を導入
  - ・高校生・保護者・高校教員それぞれに対応した情報発信の強化
  - ・県内出身学生を対象とした奨学金制度の充実
- (2) 就職決定者に占める県内就職者の割合（新設）  
30%（中期目標期間達成目標）
  - ・県内企業経営者によるセミナーや、学生と県内就職した卒業生との交流会の開催による県内就職に対する理解・关心の涵養
  - ・インターンシップ等の促進による学生と県内企業の接点の拡大、県内企業による合同就職説明会の開催
  - ・県内企業との情報交換会や個別訪問による、企業が求める人材の把握と就職動向に関する情報提供
  - ・大卒者の採用実績の乏しい県内企業への採用ノウハウ（選考活動、待遇面などの受入体制）の提供
- (3) 県内企業等からの受託・共同研究受入件数（現行：県内に限定せず100件／年）  
60件（毎年度達成目標）
  - ・航空機複合材の成形・非破壊検査に関する技術支援
  - ・新たな機能性食品の開発、6次産業化を指向した地域特産農産物の生産に関する技術支援
  - ・農業法人等への農工連携技術の導入による生産性向上、低コスト化支援
  - ・秋田スギ材の新用途開発、高機能性材料の開発支援

# 「次世代農工連携拠点センター（仮称）」構想について

農工連携分野における研究の推進、県内農業への農工連携技術の導入促進に向け、大潟キャンパスの大規模圃場を活用した、「次世代農工連携拠点センター（仮称）」の構想検討に着手。

## <センター構想案>



# 秋田県児童会館の指定管理者の指定について

次世代・女性活躍支援課

「秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に基づき、次の団体を「秋田県児童会館」の指定管理者として指定する。

## 1 指定管理者となる団体

特定非営利活動法人あきた子どもネット

## 2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

## 3 選定委員会の開催

(1) 開催日 平成29年10月30日

(2) 選定委員（外部委員3名を含む計5名）

- ・遠藤 美弥子（施設利用者）
- ・牧之内 好（税理士）
- ・山田 節子（聖霊女子短期大学教授）
- ・高橋 修（秋田県あきた未来創造部次長）※委員長
- ・真壁 善男（秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課課長）

## 4 審査結果

(1) 審査方法

- ① 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目毎に各委員が5段階で評価（評点付け）を行った。
- ② 全委員の評点を合計し、選定基準のウエイトをもとに評点の合計を100点換算した。
- ③ ②をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定した。

(2) 評点

選定基準 団体名	1 県民の平等利用の確保	2 施設の設置目的的効果的達成 (満点30点)	3 効率的な管理 (満点10点)	4 適正かつ確実な管理を行う能力 (満点40点)	5 施設の設置目的を達成するための事業の実施 (満点20点)	合計 (満点100点)
特定非営利活動法人 あきた子どもネット	適	26.8	7.8	32.0	18.8	85.4

(3) 総合評価（審査結果）

特定非営利活動法人あきた子どもネットは、全ての審査項目においてバランスよく評点を獲得しており、換算後の評点は85.4点となっている。

施設の設置目的を達成するための児童の健全な遊びの提供に関する事業の企画力に優れているとともに、利用者に対するサービスの向上について意欲的に取り組んでいる点が評価されたほか、財務状況についても、収支のバランスが取れており、健全な運営状況といえる。

のことから、特定非営利活動法人あきた子どもネットを指定管理者の候補者として選定することに決定した。

## 5 今後のスケジュール

議会の議決を経た後に、指定管理者と管理運営の必要事項等について協定を締結する。なお、平成30年度分の指定管理料に係る予算案を平成30年2月議会に提案する。